

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号

氏 名 協業組合仙台清掃公社

代表理事 山田 政彦

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子

許可の年月日
許可の有効年月日令和 5年 11月 21日
令和 12年 10月 20日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん（以上、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

上記事業範囲のうち次のものについては積替え又は保管を行う。

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（以上、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

積替え保管施設

所在 地	仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号
種 類	事業の範囲に記載のとおり
面 積	312.25m ²
保管上限	477.58m ³
高 さ	2.3m

(裏面に続く)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 63年 10月 28日 新規許可
平成 3年 10月 21日 変更許可
平成 8年 10月 21日 更新許可
平成 13年 10月 21日 更新許可
平成 15年 5月 26日 変更許可（廃油、廃酸及び廃アルカリの積替え保管行為の追加）
平成 18年 11月 14日 更新許可
平成 19年 1月 19日 変更許可（汚泥（廃乾電池に限る。）の積替え保管行為の追加）
平成 23年 10月 21日 更新許可
平成 28年 10月 21日 更新許可
平成 28年 10月 21日 優良認定
平成 29年 10月 27日 変更届（水銀使用製品産業廃棄物に係る明示）に伴う書き換え
令和 元年 5月 31日 代表者変更に伴う書き換え
令和 3年 9月 16日 積替え保管施設の追加及び変更に伴う書き換え
令和 3年 12月 13日 積替え保管施設の追加及び変更に伴う書き換え
令和 4年 6月 15日 積替え保管施設の追加及び変更に伴う書き換え
令和 5年 11月 21日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有